

2007年11月27日

申立書

放送倫理・番組向上機構(BPO)
放送倫理検証委員会 御中

申立人 浅野 健一 (同志社大学教授)
足立 修一 (弁護士)
池田 浩士 (京都精華大学教授)
太田 昌国 (民族問題研究家)
小倉 利丸 (富山大学教授)
鎌田 慧 (作家)
川村 湊 (法政大学教授)
杉村 昌昭 (龍谷大学教授)
島谷 直子 (法律事務所職員)
手塚愛一郎 (NPO職員)
野田 正彰 (関西学院大学教授)
日隅 一雄 (弁護士)
深田 卓 (インパクト出版会代表取締役)
安田 好弘 (弁護士)
山際 永三 (人権と報道・連絡会事務局長／映画監督)
山口 正紀 (人権と報道・連絡会世話人／ジャーナリスト)
山中 幸男 (救援連絡センター事務局長)

連絡先 「光市事件」報道を検証する会
〒106-0032
東京都港区六本木3-5-11 松本記念会館内
中山武敏法律事務所 (島谷・しまや)

申し立ての趣旨

私たち（上記申立人）は、「光市事件」（山口県母子殺害事件）の裁判をめぐるテレビ放送番組（報道・ワイドショー・トーク等）が、放送倫理を逸脱し、視聴者に誤解をあたえ、社会に悪影響をもたらしたと考えています。そこで、貴委員会が検証のための審理を行なってくださるよう申し立てます。

私たちは当該放送局に対して、問題点を指摘して局の見解を問う申し入れを行ないました。しかし添付資料のとおり、いずれの局も放送倫理・自社放送倫理基準にてらして何の問題もないと回答してきました。

「光市事件」差戻し控訴審（広島高裁）の本年5月から9月にかけて、同事件を扱った番組は膨大な数にのぼりました。私たちは、それらの番組の概要に関する情報を集め、録画ビデオをできるだけ網羅的に収集しました。多くの番組に共通する問題点がありますが、私たちはとくに著しい放送倫理逸脱がみられた下記18番組について指摘し、審理を申し立てます。

指摘・申し立ての対象番組

第1.	5月24日	報道ステーション	テレビ朝日
第2.	5月27日	たかじんのそこまで言って委員会	読売テレビ
第3.	5月27日	新報道プレミアA	フジテレビ
第4.	6月27日	ザ・ワイド	日本テレビ
第5.	6月28日	みのもんたの朝ズバッ!	TBS
第6.	6月28日	ザ・ワイド	日本テレビ
第7.	6月29日	ワイド! スクランブル	テレビ朝日
第8.	7月24日	スーパーJチャンネル	テレビ朝日
第9.	7月24日	ニュースJAPAN	フジテレビ
第10.	7月25日	イブニングニュース広島	RCC
第11.	7月26日	ピンポン	TBS
第12.	7月27日	ピンポン	TBS
第13.	7月27日	ワイド! スクランブル	テレビ朝日
第14.	7月29日	Theサンデー	日本テレビ
第15.	9月19日	スーパーJチャンネル	テレビ朝日
第16.	9月21日	ワイド! スクランブル	テレビ朝日
第17.	9月21日	スッキリ	日本テレビ
第18.	9月23日	Theサンデー	日本テレビ

（いずれも本年5～9月に放送）

以上の第1から第18までの各番組について、個々の問題点は別に指摘します。
——添付資料

申し立ての経緯

貴委員会が、テレビ番組における取材資料・調査結果の捏造（いわゆる「やらせ」）問題を契機に設立された経緯があることは、私たちがよく承知しています。今回の私たちの申し立てのように、裁判報道の在り方という大きな問題について、貴委員会が立ち入った判断をすることは無理という見解をお持ちになる委員もいらっしゃるかもしれません。

しかし、実験結果の捏造・証言者の取り違え等もさることながら、裁判の問題は、民主主義社会の根幹にかかわる問題です。まして、裁判員制度の導入・事件被害者の裁判参加・裁判の迅速化などが喧伝され、実現されようとしている今日、それらの社会システムに多大な影響力をもつテレビ番組の在り方について、放送倫理基準にてらしての検証は、いまのところ貴委員会以外に、おねがいできる機関がこの国に存在しません。

民間放送は、当然ながら視聴者のニーズを番組制作・編集のめやすとして意識しているであろうと思います。テレビの娯楽番組は娯楽としてあっていい。しかし、裁判報道が娯楽のように演出されてはいけなはずです。最近のテレビにおける裁判報道番組は、他の娯楽番組との区別がないまま、コマーシャルを挟んで絶え間なく流れて人々の感性に影響を与えるものとなっています。だから困るのです。だから放送の責任は重いのです。

今回私たちが指摘する各番組は、明らかにテレビ局側の意図的な方向性、それも世論をミスリードする大きな流れ、「赤信号、皆で渡れば怖くない」式の作為が感じられます。私たちの申し入れに対する各テレビ局の回答をみると、一連の「光市事件」裁判に関する番組について、何らかの行き過ぎや間違いがあったかどうかについての考察・検証をやりようとする一片の配慮もなく、誠実な姿勢は全くみられません。この問題につき、各テレビ局は視聴率さえ取ればいいとの本音を隠し、傲慢としかいいようのない無関心を装い、自浄作用の発動を拒否しているとしか思えません。

私たちは、放送の日時やエリアなどを確認するため、録画の開示を要求しましたが、すべて拒否されました。未編集・未放送ではなく、すでに放送された番組について、その録画を収集するために多大な時間と労力をついやしました。既放送番組については、制約なく録画開示が行なわれるよう、今後の制度構築のなかで貴委員会でも検討課題にさせていただきたいと思います。

私たちは、一連の番組に共通する次の3点を問題にし、特に顕著な18番組を申し立ての対象にした次第です。

1. 裁判の事実関係についての間違いや歪曲
2. 番組の制作姿勢としての作為・演出過剰
3. 不公平・アンフェア

問題点

1. 裁判の事実関係についての間違いや歪曲

(虚偽放送、主観的評価の押しつけ)

- (1) 「光市事件」の被告である元少年が、1・2審で言っていなかったことを今回の差戻し控訴審で、一転して言い出したという方向性で、多くの番組が作られているが、それは間違いである。元少年は逮捕当初、鑑別所における調査で発達の遅れが指摘されていたし、1審の途中、法廷で殺害するつもりはなかったと述べていた。ところが法曹関係者の誰もが、少年の言い分をまともに取り上げることをせず、計画的な殺人であるとの「自白調書」のままに裁判が進行してしまった。

一般的には、裁判の途中で被告人が態度を変えることはしばしばあることだ。裁判には多くの冤罪があり、審理の途中まで「自白」を維持せざるを得なかった事例も多い。冤罪ではない裁判においても、審理が不十分で実態的真実が解明されず、間違った事実認定で量刑不当、部分冤罪となることも決して珍しいことではない。

まして「光市事件」は、事件当時18歳になったばかりの少年事件である。家庭裁判所、そして1審・2審で少年には十分な弁明の方法・機会がなかった。事件に至った少年に大きな影響を与えたはずの生育歴、環境などを誰かが聞き出し、調査することは、今後の社会全体の問題としても必要なことだ。少年を死刑にしさえすればいいという問題ではない。もともと悪い人格として、その少年がこの世に生まれてきたと断定できる人がいるだろうか。

- (2) 差戻し控訴審の弁護団が、死刑廃止運動のために本件を利用しているとの方向性で多くの番組が作られているが、それは事実と反する。弁護団は、個別被告人のための正当な弁護活動をしているだけだ。
- (3) 差戻し控訴審は最高裁判決に拘束されるから、元少年を死刑にするかどうかだけを審理すべきだ——との方向性で作られた番組があるが、それは裁判手続きについての誤解を流布することになる。差戻し審で、新たな証拠調べが行なわれた場合は、最高裁判決に拘束されることなく、新たな結論が出されていいとの判例がある。
- (4) 弁護側の鑑定人について、証言の一部だけをことさらに取り上げて非難したり、鑑定人が鑑定の途中において、元少年が自分の心境をこのように説明したとして元少年の言葉を引用して証言したのを、あたかも法廷で元少年が直接そのように述べたかの如く捏造した番組があった。

また、法医学鑑定人に直接インタビューして、その発言の一部をことさらに取り上げて弁護団の主張と異なっていると構成した番組がある。

これらの番組は、裁判の審理内容への不当な介入、誤解の流布、弁護団および鑑定人へのゆわれなき誹謗となっている。

鑑定人のひとり野田正彰氏について、番組司会者が「精神科医の野田正彰教授というのは、死刑廃止論者です」と断定的に紹介し、だから弁護側主張に近い鑑定を出したかのように発言した番組がある。これは、鑑定の内容を問う前に思想信条にレッテルを貼り、その人を誹謗する人権侵害行為だ。

- (5) 法廷内での被告人の態度・服装などをことさらに悪意をもって伝え、被告人に反省がみられないなどの方向に誘導する番組があった。

裁判長が「いらいらして…」などのナレーションによる描写は、裏付けもなく単なる主観の押しつけであり、報道としては邪道だ。

また、傍聴席にいた被害者遺族の言葉を引用し、被告人と目を合わせれば「睨みつけた」と断定し、目を合わせなければ、目をそらしたかのように伝える。

元少年の服装が変わったことについて、護送車の座席が汚れていたために元少年の衣服も汚れてしまったから仕方なかっただけのことを、あたかもわざと非常識な服装に変えてきたかのように伝えた番組もあった。

- (6) 裁判報道では、審理内容については冷静・厳密に報道し、評価については抑制的であるべきで、個人の見解と報道機関としてのテレビ局（制作者）の見解とを明確に区別して伝えるべきだ。論評の自由という観点から、何をどう論評しても自由となると、裁判は不要ということにもなりかねない。

裁判の構造についての誤った認識を、わざと流布する番組もあった。裁判は誰のものかというような問題設定をして、被害者・遺族の不満だけが強調されるような番組が多かった。あえて言えば、裁判は社会全体のものに決まっている。

「光市事件」の裁判についてのテレビ番組は、どこまでが審理内容の報道で、どこからがアナウンサーの言葉なのか、また司会者の言葉はどこからが個人的な感想なのか、区別がつかない場面が多い。いきなり主観的・感情的な言葉が飛び出してくる。

誰の言葉か明確でないナレーション（多分制作者自身の言葉か？）を多用し、そのナレーションのなかで「身勝手な」「驚くべき」などの、評価ともいえない罵倒や断定を織りまぜるような制作姿勢が目立った。

そうした制作姿勢は、事実についての間違いを生みやすく、真実の追

及・報道にそぐわない。

また、法廷再現として、声優を使う手法、さらに法廷のセットの中で俳優に演技をさせる「再現ドラマ」の手法も使われた。これは、まさに「やらせ」であり、限りなく捏造に近い。

2. 番組の制作姿勢としての作為・演出過剰

- (1) 法廷内で傍聴していた記者のメモに基づく「再現」手法は、声優によるやりとりから始まって、黒い空間に俳優の顔や口元だけに照明をあてて喋らせる手法、そして法廷セットで俳優を動かし、台本どおりのセリフを喋らせるという手法にまでエスカレートした。不正確な部分も多かった。現在進行中の裁判をこのように「再現ドラマ」化することが、許されていていいはずがない。視聴者にわかりやすくするためであるとしたら、多くの不正確さ、印象の押しつけを含めて視聴者に誤解を与えることになる。

被告人の元少年・弁護士・検察官・裁判官・被害者遺族などに俳優を配役し、それぞれに制作者・ディレクターが作り上げたキャラクターを演じさせている。元少年は、ことさらにふてぶてしく、悪い人格として描かれる。これは、「やらせ」ではないか。人権侵害である。

法廷での被告人・証人・意見陳述者などのさまざまなニュアンスも含めて、裁判官は総合的に判断するはずだ。それがまだ結審していない進行中の段階で、「再現ドラマ」化されてテレビで放送され、あたかも実際の法廷であるかのような印象を視聴者に与えている。そして、その裁判についての一方向的な解釈を押しつけている。演出過剰だ。

- (2) 「光市事件」とその裁判の経緯を再構成し（多くは被害者家族の発言と感情に寄り添うような構成）、意味なく同じ話題・同じ画像（だいたい前回裁判の際の最もインパクトのある場面）を再編集して繰り返す。

必要以上の時間を使って元少年の悪性を強調し、事件をハレンチな、恐るべき性暴力事件としてセンセーショナルに扱い、視聴者の不安感を煽り立て、感性だけに訴える番組が多かった。

- (3) 全体に画面にテロップ文字を入れることが多く、スタジオではフリップボードも多用された。それによって複雑な背景事情などは極端に単純化され、問題の方向性として、弁護団が非常識であると強調し、元少年を死刑にすべきだという感情だけが残るような構成・演出が目立った。

少年犯罪がなぜ起こるのかとか、この種事件の再発を真に防止するための手だてなどについては、全く配慮されない番組作りだった。

- (4) ほとんどの番組で、音楽の多用が目立った。それも、おどろおどろし

た音楽、または感情的な音楽（被害者遺族の場面では悲しい音楽）の多用である。

報道という客観性が必要なテレビ番組に、BGMが使用されるようになってからすでに久しいが、特に裁判報道に上記のようなBGMが多用されることを許してはいけないのではないか。冷静さや厳密さを、情緒で流すことに馴れてしまっているのか。

報道と娯楽の倒錯した在り方、それが報道内容を貧しくし、娯楽番組をも衰弱させている。

(5) この種の番組におけるナレーションの位置づけを、問題提起したい。

テレビ報道にもさまざまなジャンルがあるとしても、速報性を重視する定時ニュースまたはその日その週の出来事を取り上げる番組において、素材画像は、録画・現場中継・スタジオなどが複雑に組み合わせられる。一方、音声としては、その場面に登場している人物の声（発言）は特定しやすく、まず第一に伝達しやすい。ところが、上記BGMのほか、効果音など後で付加される音は特定しにくく、いわば視聴者の感性に訴えかける役割となる。映像画面と音声の微妙かつ複雑な構成を、視聴者に気づかれないほど巧妙に組み立てることを職能とするのが、映像の演出家の仕事である。

そうした映像の演出のなかで、あとで画面に付加されるナレーションは、音声のなかでも特に重要な役割を担う。なぜアナウンサーなり司会者に喋らせないで、ナレーションにするのか。さまざまな場合があるが、総じて言葉が微妙で専門用語などを含み、生の発言とは違った総括、これだけはおさえておかなければならない「まとめ」の役割、いわば制作を総括するプロデューサーやディレクターの言いたいことの代弁がナレーションと考えていい場合が多い。

そうしたナレーションの役割を、今回の一連の番組のなかで分析していくと、画面に出演している人物（アンカー・キャスター・コメンテーター・アナウンサー・現場記者・レポーター・被害者遺族など）の発言や再現ドラマ場面の音声にも増して、ナレーションがおしなべて被告・弁護団を非難・誹謗し、被害者遺族に寄り添い、番組の制作姿勢の方向性をリードしていた。

(6) 世論の関心の高さを示すとして、広島高裁前に群がる傍聴希望者の映像を撮影し、「多くの人たちが傍聴券を求め」と説明した番組がある。

しかし、これはマスメディアがセンセーショナルに扱った裁判では毎度のことで、裁判所前に群がる傍聴希望者のほとんどはメディアが依頼して抽選のくじを引くアルバイトの人波なのである。これをもって世論

の関心の高さをいうメディアの欺瞞性は、滑稽ともいえるが、本来の役割からすれば深刻な腐敗ではないか。

ちなみに、傍聴席には一般の傍聴人とは別に記者席が確保されており、これは地元記者クラブ所属の記者が利用し、キー局から押しかけた各局複数番組ごとの記者たちや依頼したコメンテーター・リポーター、そしてスケッチをする画家など多人数の傍聴席を確保するためにアルバイトを雇うのである。かくして一般の傍聴希望者は、なかなか抽選に当たらない。これが日本の裁判の「公開」の実態だ。

3. 不公平・アンフェア

- (1) ほとんどの番組に登場していたコメンテーターの発言がまったく一方的で、常軌を逸していた。元検察官・裁判官の弁護士、研究者など法律家の発言も総じてテレビの制作者から与えられる情報の断片を根拠に、しばしば誤解に基づいて一方的に自説を述べていた。レギュラーのジャーナリスト・芸能スポーツ評論家・タレントなどの発言も同様に、制作者から与えられた役割に従って、感情丸出し、論理無視の発言で、被告・弁護団に対する誹謗中傷が多く、居丈高になった者もいた。

普段からの人選にバランスが欠けていた。今回の裁判の問題を論ずるには、あまりにもレベルの低い人が多かった。

「21人も集まりやがって、馬鹿者が!」「被害者への第二の凌辱だ」「こいつら全員精神鑑定にかけろ」「安田なんていう弁護士は…」「みんな懲戒にすべきだ」「懲戒請求を何万と出せば弁護士会は困る」「いつまで続けるのか」「おちょくられているよう」などなど、罵詈雑言のたぐいの発言が飛び交った。

いくらなんでも、ここまできるとスタジオはリンチの場と化し、意見の表明を超えて、視聴者に対してテレビ放送を利用しての煽り立てとしか言いようのない状態だった。

コメンテーターの弁護士が、弁護団に対して弁護士懲戒の大量請求を煽りたて、実際に弁護士会に懲戒請求が殺到した。また、新聞社や弁護士会に脅迫状が送りつけられる事態となり、日本弁護士連合会をはじめ各地各弁護士会が弁護士の職務について改めて声明を出した。

放送法第3条の2の4に規定されている「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」に対する明確な違反・挑戦である。不公平だった。

- (2) コメンテーターたちの発言を公平に整理してまとめるべき、アンカーやキャスターの発言も酷いものが多かった。

「命ごいのシナリオ」「笑止千万」「(裁判所が)受け入れるなら世も末」「恥しらず」など、とても司会者の発言とは思えない。

司会者が、あらかじめ決められた話題の取り上げ方、順序を間違えることのないよう、台本に目を落としながら、コメンテーターにも台本どおりの発言をうながす場面があった。

弁護団と被害者遺族とをことさら対立するものと位置づけ、一方的に遺族の言い分に寄り添って作られた番組が多かった。そもそも裁判は、弁護士・被告人と被害者・遺族が闘う場ではないはずだ。法律に基づいて裁判は進行しているのに、闘う被害者・遺族ばかりが強調されるような作りになっている番組があった。

- (3) 被告人・弁護団に対する一方的な誹謗中傷、バッシング、人格攻撃があった。

どのような刑事被告人にも十分な弁護を保證することで、この国の裁判システムは成立するはずだった。裁判は、検察官と被告・弁護人がそれぞれ主張を尽くし、それを冷静な立場で裁判官が判断する。今回のような被告・弁護団に対する理不尽なバッシングを許容することは、近代的な社会システムを否定することにつながる。

「…そんなお伽話が通用するようであれば、この世に悪い人は一人もいなくなる…」「これほど恥知らずな言い訳」「これだけはっきり反省がない」「胸くその悪い詭弁」などなど、こうしたテレビのコメンテーターとしての発言が許容されていいはずがない。

被告人が遺族を睨み付けたとか、目を合わさなかったとかを、さも大問題であるかのように取り上げ、服装が非常識、姿勢が悪いと非難する番組、被告人が検察官の挑発的な質問に反発する様子をことさらに取り上げて、被告人が反省していないことの現れ、被告人の悪性の現れとして大きく伝えた番組もある。どれも、裁判報道として異常だ。

元少年や弁護団・鑑定人への悪意がむき出しになった番組が多かった。

- (4) 弁護団記者会見内容の一方的つまみ食いが多く、弁護団の真意が曲げて伝えられた。弁護士発言の一言を取り上げて、ことさらに非難のやりだまにあげた。

テレビ画面に露出する頻度・時間配分のうえでも、不公平だった。

- (5) 被害者遺族の記者会見の全面的多用。弁護団の発言とカットバック構成で編集し、弁護団発言の一言一句を遺族に批判させる形をとり、番組としては、あくまでも一方的に遺族の立場・意見を支持する方向性を打ち出した。

- (6) 被害者母子の写真を多用し、感情に訴えた。また、赤ちゃん時代に撮

- 影されたホームビデオを入手・編集して放送し、これまた感情に訴えた。
- (7) 被告の少年の顔写真を、ぼかして使う番組があった。ピントをぼかしているが、輪郭などはわかる。画面全体をぼかすのであれば、使わなければいいのに、繰り返し使う。これでは、少年の顔写真や実名をストレートに出して問題となった一部週刊誌やネットメディアと、大差がないことになってしまう。少年法の本質に対する、あからさまな挑戦だ。
- (8) 取材のしかたにアンフェアがあった。被告の元少年に面会・文通している法律事務所職員(「光市事件」弁護団メンバーとは異なる事務所)に、テレビ記者の一人が元少年側の主張を紹介し、現在の心境を報道したいとして取材に来た。それが放送された際には、元少年の反省が疑わしい証左として編集されてしまったことがある。

被告人である元少年の反省がどこまで本当なのかが、テレビの大きな関心事のひとつだったが、このことにも悪意ある誤解が付きまとった。

本件の元少年が、裁判途中で知人に出した手紙の内容が反省とはほど遠いと非難されている。控訴審段階で問題とされたその手紙は、勾留されていた少年と同じ施設に収容されていて知り合った男が、自分は先に出てシャバから少年を挑発するような手紙を送り、その返事として少年が書いて出した手紙が、その男からマスメディアに流れたものである。そのあたりは、2審判決書のなかで明らかになっていることだ。テレビでは、その事情を無視し、手紙の一部の言葉だけで反省がないと非難した。

そもそも反省とは何か。言葉であり、態度であるにしても、本来人間の内面のことであろう。客観報道を建前としているマスメディアに、反省の度合いを判定する基準があるはずない。

検証・審理にあたっての要望

以上、私たちが指摘する問題点です。

これまで世間で問題とされ、貴委員会でも取り上げられたテレビ番組におけるいわゆる「やらせ」は、氷山の一角です。私たちが申し立ての対象とした番組のなかには、「再現ドラマ」という「やらせ」がありました。

番組全体の制作手法として、非常に複雑な構成のされかたをしています。よほど注意して見ないと番組の意図・方向性、どこが「やらせ」かを見抜くことが困難なくらいの番組もありました。

流されて見るのではなく、構成・編集の狙いを分析的に見ていただきたいと 생각합니다。コメンテーターなど発言者の一言一言も大いに問題ですが、貴委員

会の検証・審理の対象は、個々の発言・誤解を与える説明、虚偽の有無もさることながら、そうした表現を予想し、準備し、演出した番組のディレクターやプロデューサーの狙い、方向性を問題にしていきたいと思います。

委員の皆さんには、是非放送された番組の録画を各テレビ局から取り寄せて、直接見ていただきたいと思います。録画を見れば、いかに放送倫理基準から逸脱しているかが明らかになるはずです。

私たちは、18番組の問題箇所場面抜粋（静止画像）と音声の反訳書（音楽や効果音の使用箇所も記載）を一覧できる資料も作成しています。必要に応じて、提出させていただきます。

放送法・放送基準

放送法は、放送番組の編成の自由、何人からも干渉され、規律されないことを保証する一方、前記したとおり第3条の2の4で、「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」と規定して、公平であることを定めています。

また、「民間放送連盟放送基準」では、「第1章人権」で、「個人・団体の名誉を傷つけるような扱いはしない」「ニュース、ドキュメンタリー、情報番組などで個人や団体を取り上げる時には、慎重に取り扱わなければならない」としています。

「第2章法と政治」では、「特に訴訟事件を取り上げる時は、一方の主張に偏らないように客観的に取り扱い、裁判に対して圧力かけるような放送は行うべきではない」と明確に規定しています。まさに今回の「光市事件」の裁判報道は、「裁判に対して圧力」となっています。

「第6章報道の責任」では、「ニュースは市民の知る権利へ奉仕するものであり、事実に基づいて報道し、公正でなければならない。ニュースの報道は、なによりも正確かつ公正でなければならない。公平で客観的であることが求められる。取材にあたっては、まず事実を確認し、また対立している問題については多角的に取り上げ、一方に偏ることのないよう配慮しなければならない。ドキュメンタリーや情報系番組においても虚偽や捏造が許されないことはもちろん、過剰な演出などにならないように注意する」としている。また、「取材・編集にあたっては、一方に偏るなど、視聴者に誤解を与えないように注意する」「ニュースの報道は、それがたとえ事実でも、取材・編集の方法いかんによっては、真実からかけ離れたものになる危険性を含んでいる。映像の一部あるいは音声の一部に、一方の偏った事実が放送されると、それが全体像として視聴者に受け取られる懸念が多分にあるので、報道に際しては特に誤解を招かないように注意しなければならない」と明記しています。

「第8章表現上の配慮」では、「人心に動揺や不安を与えるおそれのある内容のものは慎重に取り扱う」「社会・公共の問題で意見が対立しているものについては、できるだけ多くの角度から論じなければならない」としています。

「第10章犯罪表現」では、「犯罪容疑者の逮捕や尋問の方法、および訴訟の手続きや法廷の場面などを取り扱う時は、正しく表現するように注意する。逮捕・尋問・訴訟・審理等の描写を誤ると、司法や法律に対する不信の念を誘発することもあるので、これらの描写・表現は正確に行うことが望ましい」と規定しています。

これらの法律や基準は、今回の「光市事件」テレビ報道と比べてみると、まさに法や基準が今日の酷い状態を予言的に危惧していたとしか思えないくらい的確に注意喚起し、テレビ放送に従事する人々が当然の前提として心得ておかなければならない事項を列挙するものとなっています。どうしてこれらの注意事項が、忘れ去られ実行されないのか。テレビ界全体が、恐ろしい麻薬のようなものに汚染されているからとしか考えられません。

これら放送法や放送基準にてらして、今回私たちが提起する問題点を、貴委員会において改めて吟味していただきたい。

本書の冒頭にも記したとおり、さまざまな「司法改革」のなかで、裁判員制度・被害者の刑事裁判参加などが実施されようとしています。これらの制度改革は、マスメディアの在り方、特にテレビ放送の在り方と大きく関わっています。最重要課題として、メディアの在り方が問われています。

テレビ界も参加している「マスコミ倫理懇談会」の第51回全国大会がこの9月に福井市で開催されました。そのなかで、最高裁幹部も招かれて、裁判員制度の導入が目前にせまった今日の事件報道の在り方が、相当深刻に論議されたと聞いています。それらの論議も参考にされ、私たちの問題提起、18番組を検証・審理してくださるよう、切にお願いします。

貴委員会の委員の構成について

貴委員会の委員が現在どの方々によって構成されているか、私たちはその詳細を知る立場ではなく、委員構成がどうであれ貴委員会にこそ私たちの指摘を受け止めていただきたいと考えているところです。しかし念のため、以下のことをご検討くださるようお願いいたします。

私たちが申し立てを行なう18番組のなかで、コメンテーターとして本件につき問題のある発言（18番組中の第4. で問題発言）をされている方が委員に在席されている場合には、貴委員会の審理の公正という観点から、何らかの措置をとっていただくべきかと考えます。

このことは、むろん貴委員会のご判断におまかせするしかありません。

結語

事実関係を間違った放送、不公平な放送は、放送法が禁ずるところであり、社会に大きな影響力をもつテレビメディアの制作・編集・演出に携わる者として、厳にみずからをただし、律すべき大きな問題です。

テレビ放送の倫理問題は、たまたま露顕した「やらせ」の再発防止というレベルのことではないと思います。日常の大きな流れのなかに、倫理の麻痺鈍麻がひそんでいると考えるべきです。

「光市事件」についての各番組の制作姿勢・方向性・演出・編集・語り口等には、パターンがみられ、各テレビ局・番組の共振・増幅作用も感じられます。

私たちが申し立ての対象とした18番組は、どれも民間放送の番組です。話題を先取りし、視聴率をとるためには、なんでもやる、隣の局、隣の番組がやっているから「うち」もやる、やらざるを得ない——そうした集団過熱取材、過熱放送という現象だとも考えられます。

私たちは、テレビメディアの未来を憂慮する立場から、貴委員会の活動に大きな期待をもっています。どうか、私たちが指摘する問題を真摯に受けとめられ、検証・審理を開始し、各テレビ局に強い勧告を発し、私たちに結果を知らせてくださるようお願いします。

- 添付資料 ① 各テレビ局への申し入れ書と回答書 6局分
② 18番組の個別問題点
③ 18番組の問題箇所の場合面抜粋（静止画像）と音声の反訳
④ 日本弁護士連合会会長の本件についての声明

以上